

通達甲（地・総・活）第5号
平成6年11月15日
存続期間

各所属長殿

地域部長

警視庁交番相談員運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成10年3月 通達甲（地・総・企）第1号
14年3月 同（地・総・活）第1号
16年3月 同第2号
19年3月 同第4号、11月同（副監・総・会・遺1）第21号
20年3月 同（副監・警・人1・企1）第8号改正

このたび、別添のとおり、警視庁交番相談員運用要綱を制定し、平成6年11月15日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨及び要点は、次のとおりである。

記

第1 制定の趣旨

地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）の一部が改正され、交番相談員に係る規定が新設されたことに伴い、その適正な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 交番相談員の責務を定めた。
- 2 交番相談員の行う活動を定めた。
- 3 交番相談員に対する指導監督体制を定めた。

別添

警視庁交番相談員運用要綱

第1 目的

この要綱は、交番相談員の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

交番相談員の運用については、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号）警視庁専務的非常勤職員の設置に関する規程（平成20年3月28日訓令甲第9号。以下「専務的非常勤規程」という。）等によるほか、この要綱に定めるところによる。

第3 交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識、経験等を生かして、交番を拠点とした地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動に協力し、又は当該活動を援助する活動を行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第4 交番相談員の勤務計画等

- 1 勤務計画を策定するに当たっては、勤務する交番の各種取扱業務量等を勘案の上、勤務日を指定するなど効果的運用に努めること。
- 2 交番相談員の勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、署長は、必要により時差出勤を行わせることができる。
- 3 交番相談員は、警視庁警察署地域警察運営規程の運用について（平成13年12月26日通達甲（地・総・企）第8号）別記様式第8号の「交番・派出所活動記録表」により、活動状況を記録するものとする。

第5 交番相談員の行う活動

- 1 各種相談事案の聴取及び助言
地域住民の困りごと、意見、要望等の相談事案の聴取に当たっては、事案を主管する係と緊密な連絡をとりながら、適切な助言を行うこと。
- 2 遺失届及び拾得届の受理等
遺失届及び拾得届の受理並びに拾得物の保管及び返還に当たっては、警視庁遺失物取扱規程（平成19年11月15日訓令甲第31号）の定めるところにより行うこと。
- 3 公衆接遇弁償費の取扱い
公衆接遇弁償費を貸し出した場合又はその返済を受けた場合は、公衆接遇弁償費収支明細簿へ記帳すること。
- 4 警察官が行う活動への支援
 - (1) 事件又は事故の発生を認知した場合は、直ちに、交番に在所する警察官に連絡をするとともに、必要により、負傷者の救護、被害の拡大防止等の警察官の行う活動を支援すること。
なお、警察官が不在の場合は、110番通報又は本署への連絡を行い、地域警察幹部の指示を受けて応急の措置をとること。
 - (2) 前(1)以外の場合であっても、地域警察幹部の指示があったときは、地域安全活動、巡回連絡等の警察官が行う権限行使を伴わない活動の一時的な支援を行うこと。
- 5 被害届の代書及び預かり

- 被害届の代書及び預かりは、自転車盗及びオートバイ盗に限り行うこと。
- 6 物件事務報告書の作成
物件事務報告書の作成は、あらかじめ地域警察幹部の指示を受け行うこと。
 - 7 地理案内
地理案内に際しては、地図の利用、略図の作成等適宜の方法により行うこと。
 - 8 その他地域部長が必要と認めるもの

第 6 活動上の留意事項

交番相談員は、その活動を行うに当たっては、規則第 31 条に定めるもののほか、次の事項について留意するものとする。

- 1 その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 2 勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いること。
- 3 応接は、相手の立場に立って親切丁寧に行うこと。
- 4 勤務中は、警戒心をおう盛にして、受傷事故防止に努めること。
- 5 勤務中に取り扱った事案については、地域警察幹部に確実に引き継ぐこと。

第 7 制服等

- 1 交番相談員は、貸与された制服等を着用し、別記様式の「標章」を着装するものとする。
- 2 交番相談員は、専務的非常勤規程第 9 条に定める職員証を携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示するものとする。

第 8 携帯品等

- 1 交番相談員は、署活系無線機等、活動上必要な装備品を携帯することができる。
- 2 署長は、必要と認める場合は、交番相談員に受傷事故防止に必要な用具を携帯させることができる。

第 9 指揮監督等

- 1 地域課長は、交番相談員に対し、指揮監督及び指導教養を行うものとする。
- 2 幹部は、計画的な巡視を励行し、交番相談員に対する現場指導、教養等に努めるものとする。

第 10 報告

署長は、交番相談員の活動で、特異な取扱い、感謝事例等について、その都度、地域部長（地域総務課地域活動係経由）及び方面本部長（地域担当管理官経由）に報告するものとする。